

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号 直送済  
損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外1572名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(26)  
(弁済の抗弁について)

令和2年3月13日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

青 木 翔 太 郎



同訴訟復代理人弁護士

石 神 脩 平



## 第1 はじめに

本準備書面は、現時点までにおける原告らに対する賠償状況に基づき、被告東京電力の弁済の抗弁の考え方を改めて主張するものである。

なお、本準備書面の考え方に基ついて整理した、原告らが属する世帯内で原告になっていない者に対する支払額と、これを踏まえて被告東京電力が各原告に対して主張する弁済の抗弁の具体的金額を明らかにする書面については、追って提出する予定である。

## 第2 自主的避難等対象区域及び被告東京電力の自主賠償基準の対象区域（福島県南地域及び宮城県丸森町）に居住していた者に対する弁済の抗弁の考え方

### 1 被告東京電力による自主的避難等対象区域及び被告東京電力の自主賠償基準の対象区域（福島県南地域及び宮城県丸森町）に居住していた者に対する裁判外での賠償の概要

自主的避難等対象区域に居住していた者については、中間指針追補に基づき、精神的苦痛、生活費の増加費用及び避難費用について、実際の避難の有無や生活費の増加費用の有無を問わず、いわゆる包括慰謝料として賠償すべき金額として大人1人につき8万円、妊婦・子供1人につき40万円を賠償しており、また、これに加えて、18歳以下であった者又は妊娠していた者で実際に自主的避難を行った者に対しては避難によって生じる費用の賠償として、上記40万円に加えて、1人当たり20万円を追加して賠償している(乙C3・5～6頁,乙A31)。

さらに、平成24年3月16日に公表された中間指針第二次追補に基づき、被告東京電力は、自主的避難等対象区域に生活の本拠である住居を有していた者に対する賠償について、以下のとおりの賠償基準を策定・公表したうえで、賠償を

---

<sup>1</sup> 平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者を指す。

している（乙A34、乙A35）。

ア 平成24年1月から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して、平成24年1月から同年8月31日までの期間について、精神的損害として8万円、追加的費用として4万円を賠償している。

イ 上記ア以外の者に対しては、生活費増加分等の追加的費用として4万円を賠償している。

他方で、本件事発当時、被告東京電力の自主賠償基準の対象区域（福島県南地域及び宮城県丸森町）に居住していた者のうち、平成23年3月11日から同年12月31日までの間に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては、実際の避難の有無や生活費の増加費用の有無を問わず、いわゆる包括慰謝料として一人当たり20万円を賠償している（乙A32、乙A33）。また、平成24年1月から同年8月31日までの期間については、同期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対しては、精神的損害として4万円及び追加的費用として4万円を賠償しており、それ以外の者に対しては、追加的費用として4万円を賠償している（乙A34、乙A35）（以上については、被告東京電力準備書面（4）の47頁以下で詳述したとおり）。

## 2 弁済の抗弁の考え方

### （1）賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきであること

前記1のとおり、自主的避難等対象区域や被告東京電力の自主賠償基準の対象区域に居住していた者に対する賠償は精神的損害に対する賠償と生活費増加分等の実費の賠償が一体として行われている実情にあり、また、避難指示の対象区域と異なって被害の程度が小さくその範囲も限定されることから、実際の被害発生のあるようにおいても、精神的損害と財産的損害とを明瞭に区分しづらい特徴がある。

そもそも本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上的損害とは、その賠償の請求権は一個であるとする最高裁判例（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）からも明らかなように、同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目相互間の融通も認められている（同最判に係る最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度））458頁）。

そして、実際に生活費増加分や避難に要した費用等の財産的損害が賠償によって填補されれば、かかる賠償によって平穏な生活が回復することに伴い、精神的苦痛は慰謝されることになること、特に自主的避難等対象区域や被告東京電力の自主賠償基準の対象区域に居住していた者については、財産的損害と精神的損害を截然と峻別すること自体が困難である上、同一の請求権を構成する以上、精神的損害の賠償請求に対して、財産的損害を考慮した包括的慰謝料として裁判所が慰謝料額を認定する可能性があることも否定できないことを想起すれば、原告らによる精神的損害の賠償請求に対する弁済の抗弁として、裁判外における精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁を主張することは被告東京電力における適切な防御権の行使であり、そうすることは当然に許されるというべきである。

## （2）千葉地判平成31年3月14日判決の考え方

そして、このような弁済の抗弁の考え方は、本件と同種事案に関する千葉地判平成31年3月14日（以下「千葉地裁判決」という。）においても既に認められている（乙A156の1～2）。

すなわち、千葉地裁判決の原告で、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば、世帯番号1についてみると、精神的損害のみを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1（一時妊婦）に対して、被告東京電力は「①精神

的損害及び追加的費用」として40万円を、「②追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ（別紙23）、千葉地裁判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、上記①と②の合計60万円を全額既払い金として充当して控除し（別紙24）、認容額は0円（請求棄却）と判断している。

また、世帯番号3（原告は1名）は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害をともに賠償請求していたところ、千葉地裁判決は損害額を146万0740円と認定し（うち精神的損害の認容額は30万円）、これに対して、ADR手続で支払われた金員を含めた既払い金の全額である131万1990円について既払い金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである（別紙25、なお、世帯内融通もしており、この点は、後述する。）。

このように、千葉地裁判決は、自主的避難等対象区域に居住していた者からの賠償請求について、精神的損害と財産的損害の当該原告らによる請求の立て方にかかわらず、特に両者の区別を認めないで、既払金の控除を行っているものであり、被告東京電力の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

### （3）弁済の抗弁の主張の変更

したがって、本件訴訟においては、原告らに対する精神的損害の賠償額及び財産的損害の賠償額の合計額（ADR手続による和解を経ている場合の和解契約に基づく支払額を含む。）をもって、原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張する。具体的には、原則として、ADR手続を経していない原告らについては大人につき1人当たり12万円、妊婦及び子供については、妊婦及び子供であった期間や避難の有無に応じて、1人当たり20万円～72万円の弁済の抗弁を主張し、ADR手続における和解契約を経て上記金額を超える賠償を受けている原告らについては、その既払い額全額（例えば、就労不能損害名目で支払

ったものなど損害項目全ての合計額) について弁済の抗弁を主張するものである(本準備書面の冒頭で述べたとおり、各原告との関係で主張する弁済の抗弁の具体的金額については、追って明らかにする。)

この点について、被告東京電力は、これまで自主的避難等対象区域に居住していた者でありADR手続をしていない原告については、原則として、大人1人につき8万円、妊婦及び子供1人につき48万円について弁済の抗弁を主張していたものであるが(被告東京電力準備書面(22)及び同(23))、弁済の抗弁額を追加拡張して、上記のとおり主張するものである。

### 第3 旧屋内退避区域についても賠償額全額が弁済の抗弁の対象となること

次に、原告らが本件事故時に居住していた旧屋内退避区域についても、第2で自主的避難等対象区域について述べたのと同様、原告らに対する賠償額の総額をもって、原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張する。

旧屋内退避区域においては、精神的損害と財産的損害を含むその余の損害(避難費用、就労不能損害等)に対する賠償が区別してなされている実情にはあるものの、本件事故という一つの不法行為により発生した精神的損害と財産的損害に係る損害賠償請求権が実体上一個の請求権であることから、第2で自主的避難等対象区域について述べたのと同様、同一請求権への弁済である原告らに対する賠償額の総額をもって、原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張するものである(各原告との関係で主張する弁済の抗弁の具体的金額については、追って明らかにする。)

### 第4 世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであること

#### 1 はじめに

被告東京電力は、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていること、本件事

故により発生した損害賠償請求権は一個の請求権を構成するものであることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が実際の受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯内融通は精神的損害・財産的損害の別を問わず、本件訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

この考え方は、本件と同種事案に関する前掲千葉地裁判決においても採用されている。すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、充當に際し、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払金であっても、世帯の構成員全体の損害にてん補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充當することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯内融通の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払金を融通して債務に充當した（乙A156の1・371頁）。

このように世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充當が認められるべきであることについて、以下詳述する。

## 2 受領権限のある世帯の代表者が世帯分を一括して受領していること

被告東京電力による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者1人1人について個別に賠償金額が計算されているが、実際の支払は必ずしも被害者1人1人に対して個別に行っているものではない。複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告東京電力に請求し、請求を受けた被告東京電力は請求を行った代表者に対して当該世帯の構成員全員分をまとめて支払っている。

こうした請求及び弁済の受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求において

も弁済の受領においても権限をもって世帯の他の構成員を代理しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がなされており、世帯の他の構成員に対しては特段支払がなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の融通が認められなければならない。

### 3 世帯で共通する部分がある損害として認めるべきこと

さらに、被告東京電力がその賠償基準に基づいて支払っている賠償金の中には、生計基盤をなす財産的損害の賠償や住宅確保のための資金の賠償、慰謝料のうち生活費増加分等、世帯の構成員に共通する経済的利益の填補に充てられるべきものがあり、それらは支払の性質上も特定の世帯主個人の損害のみならず、世帯の構成員全員に共通する損害を填補するものとして支払われているものであるため、こうした性質を有する自主賠償基準に基づく賠償金の支払については、個々の被害者に対する賠償金ではなく世帯全員に対する賠償金として認められなければならない。

前記2で述べた世帯の代表者による代理受領という観点に加え、こうした被告東京電力による自主賠償基準に基づく賠償金の支払の性質の観点からも、名目上は1人の原告に対してなされた支払であったとしても、世帯の構成員全員の損害填補に充当されるべきである。

特に、前述のとおり、自主的避難等対象区域においては中間指針等による賠償の対象でありながらも被害の程度が小さいため、精神的損害と世帯構成員全員に共通する部分がある損害(生活費増加分等)を明確に区別することが困難である。

そして、被告東京電力による世帯代表者に対する賠償額の大部分については、



自主的避難等対象区域や被告東京電力の自主賠償基準の対象区域のみならず、旧屋内退避区域を含むその他の避難指示区分の区域においても、その世帯構成員全員に共通する部分がある損害に対する填補としての意味を有するものであり、世帯内に対して家族分を含めた避難費用・一時立入費用等の賠償、世帯内の稼働者に対する就労不能損害、営業損害の賠償、世帯で所有して使用している土地・建物・家財等の財物損害の賠償や新たに住居を確保した場合の住居確保損害等の賠償がなされている場合には、このような賠償により、世帯構成員全体に共通する損害が填補されていると評価できる実質があるのであるから、被告東京電力による賠償金は世帯内部で通算され、融通された上で弁済に充当されなければならない。

前記のとおり、前掲千葉地裁判決（乙A156の1～2）はかかる考え方に基づいて、弁済の抗弁を認めており、例えば世帯番号3に対する損害認容額は別紙25のとおりであり（乙A156の2・437頁）、損害額を146万0740円としたうえで、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払い控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断をした。

世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について、原告に対する既払い控除額として認めている（乙A156の2・435頁の別紙23、442頁の別紙28）。他方、世帯番号2は、原告間における同一世帯内の融通を認めている（乙A156の2・435頁の別紙23、438頁の別紙26）。

仮にこのような世帯内での融通が認められない場合には、例えば4人家族の世帯について世帯主である個人に対して世帯全体の費用の支出者であることを前提として100の賠償を、その他の家族に各30の賠償を裁判外でしていた場合に（既払額の世帯総額は190となる。）、裁判上は、世帯主に対して60の損害が認定され（既払額が100であることから請求棄却）、その他の3名の家族に

ついて各40の損害が認定された場合には（既払額が各30であることから各10の支払いを命じる認容判決）、裁判所が認定する損害は世帯全体で180であり、裁判外における世帯全体に対する既払額190を下回るにもかかわらず、合計30の支払いを命じる一部認容判決が言い渡されることとなる（被告東京電力は当該世帯に対して総額220の賠償をすることを余儀なくされる。）。しかし、このような結論は、被告東京電力による世帯代表者に対する賠償額の大部分はその世帯構成員全員に共通する部分がある損害に対する填補としての実質を有することと乖離するものであって相当でない上、原告らは世帯単位で、判決が認定した損害額を超える賠償金を受領する結果となり、明らかに不当な結論となってしまふ。

したがって、被告東京電力による賠償金は世帯内部で通算され、融通された上で弁済に充当されるべきである。

そして、この理は、自主的避難等対象区域の原告らのみに限られるものではなく、むしろ、世帯単位で避難費用・一時立入費用、就労不能損害、営業損害等の財産的損害が幅広く賠償の対象とされ、世帯内に共通する財産的損害の填補がよりなされている旧屋内退避区域を含むその他の避難指示区分の区域の原告らにおいても、より一層妥当するというべきである。

#### 4 世帯内融通の方法

世帯内部で融通する際には、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（民法490条、489条4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当されるべきである。

具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80

の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず(30の不足がある。), Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない(20の不足がある。) 場合, Aに対する超過分である20は, Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3:2で按分し, Bに対して12, Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

## 5 小括

以上より, 仮に被告東京電力による既払い額を超える損害が認容される場合は, 同一世帯内の構成員の中に本件訴訟の原告である者とならない者がいる場合においても, 訴外の世帯構成員に対する既賠償額も考慮された上で, 上記のとおり在世帯内融通がなされるべきである。

その関係で原告らが所属する各世帯につき, 同一世帯内で原告になっていない者について支払われた額についても(対応する損害が認められない限り) 弁済の抗弁の主張を追加する。この点に関し, 同一世帯内で原告になっていない者についての支払額と, これを踏まえて被告東京電力が各原告に対して主張する弁済の抗弁の具体的金額は, 追って明らかにする。

以 上

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号

直送済

損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外1572名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

## 証 拠 説 明 書 (乙A号証-14)

令和2年3月13日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士

棚 村 友 博



乙号証	標 目 及 び 原本・写しの別	写し	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙A1 56の 1	判決(本文部分)	写し	H31.3.14	千葉地方 裁判所民 事第5部	本件訴訟と同種事案において、自主的避難等対象区域に居住していた者による賠償請求について、当該原告らによる精神的損害と財産的損害の請求の立て方にかかわらず、特に両者の区別を認めないで弁済の抗弁として認めたことや、一審被告東京電力が同一世帯に対して支払った賠償金は世帯内部で通算され、融通された上で同一世帯の他の原告への弁済に充当されなければならない旨の判断を示したことなど。
乙A1 56の 2	判決別紙(抜粋)	写し	同上	同上	同上。

以 上